

令和 6 年 4 月 23 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 管理者 様

指定（介護予防）短期入所療養介護事業所 管理者 様

神戸市福祉局監査指導部

指定短期入所生活介護事業所等における定員の遵守の徹底について（通知）

（介護予防）指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」）は、運営基準第 138 条第 1 項に「利用者数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。」、同条第 2 項に「利用者の状況や利用者の家族等の事情により、・・・介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、・・・前項の規定にかかわらず、・・・利用者数を超過して、・・・」と規定されています。同条第 1 項及び第 2 項の規定が予定している場合を除き、利用定員を超過する場合は、定員超過利用減算又は行政処分の対象になります。また第 140 条の 12 においても同様であります。

事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員の遵守は、第 52 条の規定により管理者の責務として遂行しなければなりません。

記

1. 遵守事項

- 日中及び夜間を問わず、利用者数以上の利用者へのサービスは、定員超過となる。
- 運営基準第 138 条等の例外規定の拡大解釈した運用は認められない。

2. 不適切な運営事例

	不適切な事例	神戸市
例 1	利用定員は月平均で定員超過をしなければ運営基準違反にならないと考えていた。	定員超過は同時に提供を受ける利用者の数で判断するため、月平均で定員超過にならなくても一日ごとに定員超過をすることは基準違反となり認められない。
例 2	利用定員は夜間の宿泊者数で定員超過をしなければ、日中に同一の	定員超過は同時に提供を受ける利用者の数で判断するため、夜間の利用者数で定員超過にならなくて

	ベッドに対する退所者と入所者が重複しても、事前に利用者及び家族に同意を得られていれば問題ないと考えていた。	も日中に定員超過となること(あるベッドの利用者が午後で退所する場合に、午前中に当該ベッドの利用者を受け入れるなど)は基準違反となり認められない。
例3	定員超過による減算を行うべきところ、減算せず請求していた。	定員超過は3割の減算となる。
例4	事業者の都合であっても「やむを得ない事情」に該当すると考えていた。	「やむを得ない事情」とは、「災害、虐待その他の」の事例を示した規定から、突発的な非常災害や虐待等の福祉的事由などを想定しており、時間的即時性が強く、急迫の程度が高いなど利用者保護の観点における緊急利用等の場合である。 単に利用者の利用希望日が重なることや、急に退院が決まった場合などは認められない。 なお、やむを得ない事情による入所の場合は、その事情を必ず記録しておくこと。

3. 運営基準等

- ①「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)
短期入所生活介護…第138条、第140条の12
短期入所療養介護…第154条、第155条の11
- ②「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
介護予防短期入所生活介護…第139条、第158条
介護予防短期入所療養介護…第193条、第209条
- ③指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ④指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
- ⑤上記①で示す基準というのは、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)で引用されている「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)を指す。
- ⑥上記②で示す基準というのは、「神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第29号)で引用されている「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)を指す。

神戸市福祉局監査指導部 施設担当

電話：078-322-6242